

公益社団法人高分子学会  
若手研究者交流促進助成内規  
(2018年11月9日 理事会承認)

(総則)

第1条 公益社団法人高分子学会（以下、本会という）の若手研究者交流促進助成（以下、本助成という）に関する基本的な事項をこの内規で定める。

(助成金の交付対象と助成額)

第2条 この内規に基づく助成金の交付対象は、次に掲げる条件を満たす高分子に関する学術分野の発展や人材育成に寄与する比較的小規模な研究会とし、助成額は1件15万円を上限とし、助成件数の上限は5件とする。

(1) 本会が定めた事業年度に開催する研究会であること。

(2) 参加者数が30名以上であること。

2 前項に関わらず、本会の支部又は研究会が主催又は共催する研究会は助成の交付対象とはしない。

(募集)

第3条 本助成の募集は公募とし、その募集要項を原則として毎年10月末までに、本会のホームページに掲載する。

(申請)

第4条 助成金交付を希望する者は、本会が定めた申請期日までに、所定の申請書に従い本会選考委員会に提出しなければならない。

2 助成金交付を希望する者は、本会の会員、非会員を問わない。

3 申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 申請書（実施計画及び予算案）

(2) 誓約書

(3) その他、本会が選考過程において必要と認めた書類

(選考委員会)

第5条 本会は、本助成の交付先を選考するために、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は委員長1名および4名の委員をもって構成し、委員長および委員は会長が選任し、会長が委嘱する。委員長および委員の任期は、2年とするが再任をさまたげないものとする。

3 前項において、選考対象となる研究会の運営委員又は講師等の利害関係のある者は、当該研究会の選考過程に加わることができない。委員長が選考に加わることができない場合には、委員から委員長代理を会長が選任するものとする。また、委員が選考に加わることができない場合は、会長が任期を定め、新たな委員を選任することができる。

4 選考委員会は、委員長が招集し、原則として4名の委員が出席したうえで、毎年12月末までに助成対象事業候補5件以内の選考を行う。

5 前号にかかわらず、選考委員会を電磁的方法によるメール選考委員会として開催することができる。

6 助成対象事業候補の選考は、投票で行うものとする。女性研究者の活躍を推進するような研究会の申請に対して一定の配慮を行う。

7 選考委員長は助成対象事業候補の選考結果を会長に報告する。

8 本助成事業が中止となった場合には、会長の判断により選考委員長および選考委員を解任するものとする。

(助成対象事業の決定)

第6条 会長は選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

(交付手続等)

第7条 交付手続等とは、理事会の決定に基づき、本助成の名称および助成金額を明記した交付通知を書面又は電磁的手法により助成対象事業を行う代表責任者（以下、「助成対象事業者」という）に通知するとともに、本会ホームページで公表するものとする。

2 助成対象事業者への助成金の交付は、その金額を助成対象事業者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

3 助成金の交付を受けた助成対象事業を開催するにあたり、高分子学会から助成金を得ていることを明示しなければならない。

(対象となる経費)

第8条 本助成の対象となる経費は、助成対象事業の会場借料及び会場備品借料、助成対象事業を開催するために必要な印刷費とする。

(開催等の変更)

第9条 助成対象事業者は、助成金の交付の決定を受けたのちに、開催計画等に関し重要な変更をしようとするときは、本会の承認を受けなければならない。

2 前項における重要な変更において、本助成の目的と異なる場合には、本会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

(開催報告)

第9条 助成対象事業者は、開催後2ヶ月以内に、開催報告書を本会に提出しなければならない。

(その他)

第10条 本内規に定めのない事項については、高分子学会助成金交付規程に従うものとする。

[附則]

本内規の改定は理事会の承認を得るものとする。